

報告第7号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年3月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

住宅使用料請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月6日

足立区長 近藤 弥生

## 住宅使用料請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対する住宅使用料請求事件訴訟につき、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

足立区関原在住者

#### 2 和解の要旨

別紙和解条項案のとおり

(ただし、和解条項案の別紙物件目録及び未納使用料の内訳表は省略)

## 和解条項案

- 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の足立区営住宅（以下「本件住宅」という。）の使用に関し、別紙未納使用料の内訳表記載の使用料合計額4,870,900円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、次のとおり分割して、原告方に持参又は送金して支払う。
  - (1) 平成26年4月末日限り10万円
  - (2) 平成26年5月から平成42年2月まで毎月末日限り25,000円ずつ(190か月)
  - (3) 平成42年3月末日限り20,900円
- 3 被告は、原告に対し、本件住宅に関する平成26年3月分の使用料金25,000円を同年3月末日限り支払う。
- 4 被告は、原告に対し、平成26年4月分以降の使用料（使用料の額は、足立区営住宅条例（平成9年足立区条例第33号）第14条第1項及び第4項、第29条、第30条により定める額とする。）を毎月末日限り支払うことを約束する。
- 5 被告が第2項、第3項又は第4項の支払を遅滞したときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金、第3項の未払いの使用料及び第4項の未払いの使用料を直ちに支払う。
- 6 被告において、次のいずれかの場合に該当したときは、原告は、被告に対し、なんらの催告を要しないで、本件住宅に係る被告に対する使用承認を取り消すことができる。
  - (1) 被告が第2項の支払を怠ったとき
  - (2) 被告が第3項の支払を怠ったとき
  - (3) 被告が第4項の支払を怠ったとき
- 7 前項により原告が被告に対する本件住宅の使用承認を取り消したときは、被告は、原告に対し、本件住宅を明け渡す。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

平成 年 月 日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

原告

足立区

(省略)

東京都足立区関原在住者

被告

(省略)